

令和6年7月8日



日本税理士会連合会
会長 太田 直樹 殿



全国青年税理士連盟
会長 富川 和將
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第10 下田ビル7F
電話 03-3354-4162



ニセ税理士についての周知等を求める要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、SNSをはじめとしたインターネットを利用したコンテンツの利用普及は年々増加しており、個人が簡単に情報を発信するツールを無償で利用できるなど、情報化社会が進んでおります。SNSは気軽に個人が情報発信でき、また情報収集を行えるといったメリットがある反面、真偽が定かでない情報が発信されるなど、悪意をもつ個人と意図せず繋がってしまうといったリスクやデメリットがあります。

税務においても、SNSを利用しコンサルタントを名乗って納税者と接触し、個別具体的な税務相談や税務書類の作成まで受託できることをアピールするなど、税理士業務を行っていると思われる者が散見されます。

税理士でない者が税理士業務を行うことは税理士法違反であり、依頼した納税者に対して不測の損害を与える可能性があるだけでなく、ニセ税理士が横行すれば、税理士に対する信頼の低下、ひいては税理士制度の崩壊に繋がることも考えられます。

貴会におかれましては、所得税の確定申告期において、納税者に対してニセ税理士についての周知をされていることと存じますが、納税者がニセ税理士により損害を受けることを事前に防止し、ニセ税理士が横行することによる税理士への信頼の低下を防ぎ、納税者だけでなく税理士を目指す者にとって魅力ある税理士制度を維持するため、国税庁と連携して更なる周知等を行うよう、下記の対応を要望いたします。

記

1. 納税者に対して、ニセ税理士という存在、ニセ税理士に依頼することのリスク、税理士証票の提示や税理士情報検索サイトを利用する等のニセ税理士の見分け方について周知を行うこと。
2. 所得税の確定申告期だけではなく、インボイス制度や電子帳簿保存法など、新たな税制や施策の公布、施行が行われる際など、頻繁に上記1. について周知を行うこと。
3. 納税者が気兼ねなく、ニセ税理士について相談や通報ができる窓口を設けること。また、24時間受付ができるよう、電話だけではなくメール等による受付窓口を設けること。

以上